

「令和8年度横浜市中小病院採用支援事業業務委託」

提案書評価基準

1 基本的な評価事項

受託候補者の特定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を受託候補者とします。

2 評価点

提案書の内容及びヒアリングの内容を合わせて評価し、評価点を与えます。評価委員1人あたりの評価点の満点は171点とします。

3 評価点の最も高い者が2者以上あるときの対応

評価基準の評価項目のうち、以下の項目順で点数比較を行います。なお、上位者が決まった段階で、それ以下の項目での比較は行いません。

(1) 各業務の実施手法のうち(1)～(3)の合計点

(2) 業務実施方針

(3) (2)の条件においても同点の場合は、評価委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定します。票数が同数の場合には委員長の判断により決定します。

4 評価委員会を欠席した評価委員の評価点の取扱い

評価委員が評価委員会を欠席した場合、その評価委員の評価点は無効とします。

5 評価方法

(1) 評価項目、評価の着目点及びそのウェイトの詳細については、別添「プロポーザル評価表」のとおりです。

(2) 各評価項目について、A、B、Cの3段階評価を行います。評価は各A=5点、B=3点、C=1点とし、各項目の比率を乗じた点数とします。

例えば、比率2の項目の場合、

評価がAであれば評価点は $5点 \times 2 = 10点$

評価がBであれば評価点は $3点 \times 2 = 6点$

評価がCであれば評価点は $1点 \times 2 = 2点$

(3) 全ての評価項目を絶対評価により採点します。

(4) 評価委員の持ち点の合計の55%を基準点とします(評価委員5人全員が評価委員会に出席した場合の満点は855点、基準点は470点)。基準点に達しない場合は不適格とします。

【プロポーザル評価表】

別添

評価項目	評価の着目点	評価			評価	比率	配点
		A (5点)	B (3点)	C (1点)			
業務方針実施	<ul style="list-style-type: none"> 業務説明資料に記載の「業務目的」や「業務内容」を理解した上で方針が示されているか。 看護学生の就職活動に関する傾向や、事業対象となる病院の採用活動における現状及び課題分析を行った上で、実施方針を提案しているか。 各種調査結果及び統計データ等の客観的資料に基づき現状や課題の分析がなされているか。 業務目的の達成に向けた方向性が明瞭にまとめられているか。 	優れている	十分である	十分でない		×1	5点
		優れている	十分である	十分でない		×2	10点
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 看護学生の就職活動における提案者の認知度や利用実績等が十分で、より広域かつ多くの看護学生に向けて横浜市の特設サイトのPRや病院個別ページを発信することができるか。 【対面形式の合同就職説明会】開催状況、参加病院数、来場者数等 【就職情報サイト】掲載病院数、会員登録数及び分布範囲等 当該業務の受託に際し、セクション間の連携やトラブル発生時の体制構築など、十分な実施体制が敷かれているか。 	優れている	十分である	十分でない		×2	10点
		優れている	十分である	十分でない		×1	5点
(1) 参加病院の採用力向上支援 (45点)	<ul style="list-style-type: none"> ア 目標設定 ・病院担当者と共に目標設定を行い、達成に向けたスケジュール案を作成する方法が明確であるか。 	優れている	十分である	十分でない		×2	10点
	<ul style="list-style-type: none"> イ アピールポイントの整理・明確化 ・参加病院のアピールポイントを引き出し、個別ページ等に反映させる策が具体的に示されているか。 	優れている	十分である	十分でない		×3	15点
	<ul style="list-style-type: none"> ウ 追加支援策 ・参加病院に対する、個別ページ作成以外の追加支援策の提案内容が充実しているか。 	優れている	十分である	十分でない		×1	5点
	<ul style="list-style-type: none"> エ 伴走支援 ・人員体制や各参加病院との打合せ頻度等、病院担当者と十分にコミュニケーションを図りながら業務遂行できるような支援体制が示されているか。 	優れている	十分である	十分でない		×3	15点
(2) 就職情報サイトを活用した採用支援 (45点)	<ul style="list-style-type: none"> ア 横浜市特設ページの作成 ・レイアウトは魅力的か ・印象に残りやすく、見やすいレイアウトになっているか 	優れている	十分である	十分でない		×1	5点
	<ul style="list-style-type: none"> ア 横浜市特設ページの作成 ・【要件】以下は必須掲載項目とする。 (ア) 横浜市の紹介、横浜で働く魅力やPR情報 (イ) 病院個別ページへのリンク ・上記の要件を満たした上で、横浜市外や神奈川県外の看護学生が横浜市に興味・関心を持つような項目が提案されているか。 	優れている	要件を満たしている	要件を満たしていない		×1	5点
	<ul style="list-style-type: none"> イ 病院個別ページの作成 ・支援対象の病院数として、十分な参加病院数を提示しているか。 	16病院以上	15病院	14病院以下		×1	5点
	<ul style="list-style-type: none"> イ 病院個別ページの作成 ・【要件】以下は必須掲載項目とする。 (ア) 病院概要 (イ) 病院紹介文 (ウ) 採用情報・実績 (エ) 写真 (オ) インタビュー、見学会、採用選考等の案内・予約フォーム ・上記の要件を満たした上で、内容を充実させる項目が提案されているか。 	優れている	要件を満たしている	要件を満たしていない		×1	5点
	<ul style="list-style-type: none"> ウ 病院個別ページへのアクセス向上策 ・個別ページへのアクセス向上のために、横浜市特設ページと個別ページ間の導線や、各ページへの流入数を増やす工夫がなされているか。 	優れている	十分である	十分でない		×2	10点
	<ul style="list-style-type: none"> エ 参加病院のウェブ活動支援 ・病院個別ページへのアクセスやエンタリー数向上のためのフォローが期待できる具体的な支援内容が示されているか。 	優れている	十分である	十分でない		×3	15点
(3) 対面形式の合同就職説明会への参加支援 (40点)	<ul style="list-style-type: none"> ア 出展ブースの確保 ・ブース確保数は十分な数が提案されているか。(原則8病院以上) ・出展エリアは、各種調査結果及び統計データ等の客観的資料に基づき、横浜市への就業を検討する可能性がある看護学生が多いエリアを選定しているか。 	優れている	十分である	十分でない		×1	5点
	<ul style="list-style-type: none"> イ 出展前の担当者へのレクチャー ・出展者が当日会場で使用できるようなアピールポイントの明確化・活用方法が記されているか。 ・学生への対応方法やブース装飾等の助言方法が示されているか。 	優れている	十分である	十分でない		×3	15点
	<ul style="list-style-type: none"> ウ 合同就職説明会当日のブース運営及び出展病院の活動支援 ・合同就職説明会を効果的な採用活動の場とするための、各出展病院に対する具体的な支援内容が示されているか。 	優れている	十分である	十分でない		×2	10点
	<ul style="list-style-type: none"> エ 出展後の活動支援 ・合同就職説明会当日にブース訪問した看護学生を、病院説明会やインターンシップ、採用選考等へのエンタリーにつなげるためのフォローが期待できる具体的な支援内容が示されているか。 	優れている	十分である	十分でない		×2	10点
(4) その他の活動支援策 (5点)	参加病院の採用活動に資する独自の提案が見られるか。	優れている	十分である	十分でない		×1	5点
小計					____/165		
評価項目	評価の着目点	評価			評価	比率	配点
		(1点)	(0点)	(-)			
ワーク関連するバランス	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ている(従業員101人未満の場合のみ加算)。	該当している	該当していない	—		×1	1点
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ている(従業員101人未満のみ加算)。	該当している	該当していない	—		×1	1点
	次世代育成支援対策推進法に基づく認定の取得(くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得(えるぼし)、又は、よこはまグッドバランス企業の認定の取得をしている。	該当している	該当していない	—		×1	1点
	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定されている。	該当している	該当していない	—		×1	1点
に障害者雇用	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.5%を達成している(従業員40人以上)、又は障害者を1人以上雇用している(従業員40人未満)。	該当している	該当していない	—		×1	1点
に健康経営	次の認定のうち、いずれか1つ以上の認定若しくは認証を受けている。 ・健康経営銘柄 ・健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人) ・横浜健康経営認証クラスAAA又はクラスAA	該当している	該当していない	—		×1	1点
小計					/6		
合計点					/171		